①国会議員、簡裁判事、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、②企業法務、公務員等経験者、③特任検事に対する弁護士資格付与の流れ

司 法 試 験 合 格

所定の**法律関係事務**のいずれかを処理する職務に、通算して７年以上従事

＜企業法務の担当者＞
契約書案等の作成、裁判手続等のための事実関係の確認、訴状の作成、主張の陳述等

＜公務員＞
法令の立案等、裁判手続等のための事実関係の確認、訴状の作成、主張の陳述等

国会議員

簡裁判事、内閣法制局参事官等

大学の法律学の教授等

いわゆる特任検事

５年以上在職

法務大臣に対して**認定を申請**

経験要件審査

法務大臣より**受けるべき研修の通知**

却下の通知

日本弁護士連合会の行う、法務大臣が指定する**研修を受講**

＜研修内容＞

（**集合研修**）民事・刑事実務の講義・演習、弁護士倫理の講義など

（**実務研修**）民事・刑事実務を弁護士事務所で履修

研修の課程を終えた後、日本弁護士連合会から法務大臣に対して、研修の履修の状況を報告

研修修了要件審査

法務大臣より**認定**の通知

却下の通知

弁 護 士 と な る 資 格 付 与